下呂市告示第218号

指定納付受託者の事務所の所在地を変更する届出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の２の３第３項の規定に基づき、次のとおり指定納付受託者の事務所の所在地を変更する届出をしたので、同条第４項の規定により告示する。

令和８年９月29日

下呂市長　　山　内　　登

１．変更した指定納付受託者の名称及び住所又は事務所の所在地

変更前　名　称　　アマゾンジャパン合同会社
　　所在地　　東京都目黒区下目黒一丁目８番１号
変更後　名　称　　アマゾンジャパン合同会社
　　所在地　　東京都港区麻布台一丁目３番１号

２．変更する日

変更年月日　令和８年11月２日